

# 「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れに係る

## 道の対応に関する説明会（函館） 議事録

- 1 日時 令和2年1月15日（水） 18：30～20：05
- 2 場所 渡島総合振興局  
北海道函館市美原4丁目6-16
- 3 説明者 北海道 経済部次長 中島 俊明  
北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室参事 池本 浩暁
- 4 出席者 39名
- 5 報道 道新、朝日、函館新聞
- 6 議事内容

（北海道 池本参事）

お時間になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまから、日本原子力研究開発機構より北海道と幌延町に協議の申し入れのありました、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れに係る道の対応に関する説明会を開催いたします。私は、北海道経済部環境・エネルギー室の池本と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは座らせていただきます。始めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。資料1として次第がございますが、この下の方に配布資料を記載させていただいております。一つ目は、資料1の次第。現在ご覧いただいております。続きまして、資料2の「対応について」というものがございます。資料3、「道民の皆様からの主な意見」。資料4は「研究計画（案）」。資料5、「確認会議で確認できた主な内容」となっております。最後に大冊になりますが参考資料となっております。不足がないか、ご確認をお願いいたします。不足はございませんでしょうか。もし資料がない場合、途中でも構いませんので係の者にお申しつけください。

それでは、本日の説明者をご紹介します。北海道経済部次長の中島でございます。

（北海道 中島次長）

北海道経済部の中島と申します。よろしく願いいたします。

（北海道 池本参事）

中島と私で説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第により進めさせていただきます。まず、中島よりご挨拶をいたします。

（北海道 中島次長）

皆様、こんばんは。北海道経済部の中島と申します。説明会の開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。昨年8月2日でございますけれども、原子力機構より三者協定の第7条の規定に基づきまして、道と幌延町に対しまして「令和2年度以降の幌延深地層研究計画

（案）」につきまして、幌延深地層研究の計画期間延長の協議申し入れがございました。これを受け、道と幌延町では、三者協定第14条に基づく「確認会議」を開催いたしまして、この研究計画（案）が「三者協定」に基づく当初計画の変更の対象となること、また、その内容には「三者協定」に反するものはないことを確認したところでございます。しかしながら、幌延の深地層研究につきましては、道民の皆様方の間に、さまざまな不安やご懸念もございまして、こうしたことから、道といたしましては、申し入れのありました研究計画（案）の内容につきまして確認会

議や、知事と原子力機構の理事長との面談などによりまして、三者協定の遵守はもとより、研究の期間と研究に対する原子力機構の意思と責任、こちらを確認したことなどから、受け入れを表明したところがございます。本日は、申し入れのありました研究計画（案）の受け入れを判断するに至った道の考えを、道民の皆様方にご説明させていただくために説明会を開催させていただくことといたしました。道といたしましては、本日の説明会を含め、今後も様々な機会に頂戴いたします道民の皆様のご意見を参考にさせていただきながら、今後、毎年度開催する確認会議の確認や原子力機構への働きかけなどにより、道民の皆様の不安や懸念をできる限り小さくしていけるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

（北海道 池本参事）

それでは、説明に入らせていただきます。（１）申し入れからの経過について、（２）道民の皆様からの主な意見について、（３）道の対応について、私からご説明をさせていただきます。

それでは、（１）の経過についてご説明いたします。お手元の厚い資料なのですが、参考資料をご覧ください。表紙をめくっていただきまして、１ページ目ですが、これまでの経過を記載しております。これまでの経過でございますが、昨年８月２日、日本原子力開発研究機構が、北海道と幌延町に対し、「令和２年度以降の幌延深地層研究計画（案）」について申し入れを行いました。同月５日になりますが、道と幌延町が、幌延町における深地層の研究に関する協定書、いわゆる三者協定と申しておりますが、この第１４条に基づきまして幌延深地層研究の確認会議の開催を合意いたしました。９月５日になりますが、研究計画（案）に関する道民の皆様への質問や疑問等の募集を開始いたしました。これは１ヶ月間、１０月４日まで続けております。続きまして９月１０日になりますが、第１回目の幌延深地層研究の確認会議を開催いたしました。これ以降、下にありますとおり１０月１０日、１０月２３日、１０月３１日、１１月６日と、計５回にわたり確認会議を開催したところです。続きまして１１月６日になりまして、申し入れのありました研究計画（案）に係る確認結果を、知事、幌延町長に報告するとともに、ホームページ上で公表いたしました。また、この確認結果について、道民の皆様からの意見の受付を開始したところです。この意見の受付については、１２月５日まで続けております。関連いたしまして、この確認結果についての道民の皆様への説明会を開催いたしました。１１月１９日、札幌、１１月２０日、幌延町で開催しております。また合わせて幌延町周辺の市町村に対して、我々の確認しました結果について、ご説明をさせていただいております。１２月６日になりますが、研究計画（案）に係りまして、原子力機構の理事長と知事、それと幌延町長が面談を行っております。１２月９日になりますが、この研究計画（案）について幌延町長が、町議会において受け入れを表明いたしました。続く１０日になりますが、北海道知事も、研究計画（案）について、道議会において受け入れを表明と、このような経過になっております。

続きまして、（２）ですが、道民の皆様からの主な意見についてです。資料３、「道民の皆様からの主なご意見」をご覧ください。こちらは、道民の皆様より、私ども道庁に寄せられたご意見の中から、主なご意見を整理したものです。なお、すべてのご意見につきましては、配布しております参考資料をご確認願います。それでは、主な意見を紹介させていただきます。主な意見ですが、確認会議を終了し、その結果について、道民の皆様からの意見を募集いたしました。先ほど申し上げましたとおり１１月６日から１２月５日にかけて行いました。総計で５５４件の意見が寄せられております。先ほど申しましたが参考資料の⑤に、全ての意見とそれに対する回答を載せさせていただいております。その中から主なものを紹介いたします。まず、最初のクロシカクですけども、当初計画と三者協定についてということで、二つ目のマルですが、研究延長は研究期間２０年程度を前提として締結された三者協定、地元住民・道民との約束を反故にするもの。計画（案）の受入拒否と、研究を約束どおり、「２０年程度」で終了することを強く求める。直ちに、研究計画を終了し、埋め戻すことですか、最初のマルですけど、三者協定での「研究期

間は20年程度」とのスケジュールを守ってほしい。なし崩しがまかり通っては不安であるといったような意見もいただきました。次のクロシカクですけれども、高レベル放射性廃棄物の持ち込みなどについてということで、この持ち込みへの心配ということで、北海道に「核のゴミ」は不要である。期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されていない計画延長（案）は、経過を無視して、道民との約束である協定を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかという道民の懸念をさらに強めるもの。次のマルですが、この研究所の存在は牛乳の今後の売り上げ、イメージダウンにつながる。延長は高レベル放射性廃棄物を持ち込むつもりなのかと疑ってしまう。近隣の農家住民は大反対である。このような意見がありました。また道民の安全・安心に関することとして、一つ目のマルですけれども、安心・安全な食料基地「北海道」を守って欲しいといった意見がございました。次のクロシカクですけれども、地層処分の方法ですとか、放射性廃棄物の処分のあり方についてのご意見がありました。一つ目のマルですけれども、安全な処理方法が確立されていないなかで、道内の地層研究は行われるべきではない。次ですけれども、火山列島と言われる日本には10万年間も安定した地盤の場所はどこにもない。地層処分は止めて、地上での保管を考えるべきといった意見がございました。次のクロシカクですけれども、研究延長の必要性などについてで、まずは瑞浪との関係です。瑞浪の施設については研究を終了し、埋め戻しを決定しており、なぜ幌延だけが期限も明確にせず延長するのか納得できない。またサイトの位置付けとして、道が確認した「地下研究施設で研究した技術が処分施設の地下環境で活用できる状態」はサイト・スペシフィック地下研究施設と同じで、研究施設と同じ地層である幌延深地層研究センターの近くに「処分場」建設が出来る可能性が高いことを意味する。「なし崩し的処分場」への危険が高まる。従って新たな申入れは協定に違反しているのご意見がありました。また基盤研究の終了という部分で、当初計画は「基礎研究」だが、NUMOの「包括的技術報告書（レビュー版）の概要」では、「基盤研究」は終了したことを明らかにしており、幌延での研究を延長する理由はないとの意見がございました。次のページにまいります。当初計画との関係です。研究計画（案）は、当初計画とは内容が変わり、新規の研究計画である。道民と専門家を加えた検討機関を設け道民目線で2年程度をかけ詳細に検討すべき。また幌延での延長に関しまして、処分の実施主体としてはさらに安全性を高めるための研究・開発の必要性はあるだろうが、原子力機構が幌延でやらなければならない必要性はない。終了時期に関しては、少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきでない。次のマルですけれども、研究計画（案）は、三つの課題の範囲内といえ、いつまでも延長できることになり、第4期で終了する裏付けにはならず、永久に研究施設とすることが伺えるといった意見がありました。またNUMOの資金や人材の活用に関して、NUMOの資金、人材を活用することは、NUMOが研究することと同じで、幌延が「処分場建設のための研究施設」に変質し、三者協定に違反するのではないか。また機構への不信感という部分で、研究はおおむね順調に進んでいると報告しながら外部から言われて継続する組織は信用できない。延長を認めると次に終了期限が近づくと同じことを言ってくる恐れもある。このような組織の研究延長は絶対に認めるべきではないのご意見がありました。次のクロシカクですけれども、道の対応に関してです。協定への認識、これまでの道の対応ですが、道民の強い懸念と反対を押し切って、三者協定が結ばれたことの重みを、原子力機構も北海道庁も自覚していないのではないか。次のマルですが、なによりも優先されるのは、定められた期間を守ることである。研究の不充分さを補う必要があるのなら、幌延に固執せず別に考えるべき。北海道として、協定を基本に研究延長を認めず、埋め戻しをするよう判断することを期待する。次ですが、延長に関する道の対応についてです。協定遵守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守るよう、北海道として毅然とした態度を明確にしていきたいという意見です。次の道民の意見を聞く姿勢に関しましては、道民の意見を真摯に聞き、研究延長を受け入れないでほしい。また次のマルですけれども、知事は市民と会い、直接、話しあったり意見

を聞いてほしいという意見がございました。また確認会議についてですが、二つ目のマルです。確認会議の確認内容は、道としての当事者意識の欠如と、三者協定を結んだ責任のある立場からの考察が行われていない。また次のマルですけれども、確認会議は延長を前提に確認したに過ぎないように思われるといった意見がございました。次のページですけれども、情報公開についてです。従来の成果報告の中に、一番不安な出水、湧水に関しての報告やその処理に関わる記述が殆ど見られない。予想外の出水量や有毒物の出現について、まず北海道が主体的に公開情報を出すべきという意見がございました。次のクロシカクですが、今後の担保措置についてです。最初のマルですけれども、今回の計画（案）を認める場合は、「基本的な考え方」の時のように、担保措置方策等が必要になるのではないかと。一つ飛ばして、三つ目のマルですけれども、道条例に記されている「持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」とした曖昧な表現を「持ち込みは行わない、受け入れないことを宣言する」に改正すべきではないかとの意見がございました。次に、研究の推進についてということですが、最初のマルですけれども、周辺事情を考えると、研究計画を前倒しで行い、処分を早める努力が必要。2050年に向けて、CO<sub>2</sub>排出量を削減するには、原子力を活用することが不可欠である。また次のマルですけれども、安全性が確認されるのであれば経済効果、地域活性化、色々なことが好況に向くのであれば賛成するといった意見。また五つ目になりますが、原子力発電をやめても廃棄物はある。自国で出した廃棄物を自国で処分できるよう一番現実的な方法を研究するのは当然であり必要である。よって、今回の研究延長も当然であり、より安全に処分できるよう、期間を決めずに研究を続けるべきであるといった意見がございました。その他になりますが、エネルギーの多様化、再エネの促進。あるいは原発の再稼働。また脱原発。あと地域振興方策といったことについての意見がございました。以上が、道民の皆様から寄せられた主な意見としてまとめたものでございます。

続きまして道の対応について説明させていただきます。資料2の「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に対する対応についてをご覧ください。この資料につきましては、この度の研究計画（案）の申し入れを道として受け入れることとした考え方を整理したものです。また、この資料につきましては、環境・エネルギー室のホームページでもご覧いただけるように掲載しております。それでは説明いたします。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に対する対応についてです。まず一つ目として研究計画に関する基本認識です。わが国のエネルギー政策では、特定放射性廃棄物の最終処分は地層処分が基本であり、道としては、「特定放射性廃棄物に関する条例」に掲げる通り、その処分方法の試験研究を進める必要があるものと考えております。一方で幌延深地層研究計画については、道民の皆様の中に、最終処分場になるのではないかと不安ですとか懸念がある中、「三者協定」を担保措置として受け入れたものであります。道といたしましては、幌延深地層研究計画は、三者協定に則って進められなければならないと考えており、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に関する申し入れも、「三者協定」に則ったものであることが大前提である。こういった基本認識で道としては対応していくことにいたしました。次に申し入れの内容についての精査、確認会議の開催です。先ほど申し上げましたけれども、9月10日の第1回から11月6日にかけて5回の確認会議を開催いたしました。道と幌延町は申し入れのあった研究計画（案）について確認会議を開催いたしまして、専門有識者からの助言を受けながら、道民の皆様からの質問も含めて、必要性、妥当性、三者協定との整合性の観点から申し入れのあった研究計画（案）の精査を行いました。その中で「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」は、三者協定に基づく計画変更の対象であること。研究は概ね順調に進められてきたものの、一部研究に遅れがあったことなどにより成果を得るためには、継続して実施する研究があること。令和2年度以降の研究は第3期及び第4期中長期目標期間の9年間を通じて技術基盤の整備の完了が確認されるよう進め、確認されれば研究は終了し、研究終了後は埋め戻すこと。三者協定の関係条項と整合しており日本原子力研究開発機構は、協定遵守の意思があることなどを確認しました。この結果、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画

(案)」には、三者協定に反するものはないことを確認したところです。ここで確認できた内容については、主な内容として資料5として配布させていただいておりますので参照ください。続いて道民の皆様の声などとそれに対する対応です。まず道民の皆様方声です。道では、確認会議を開催するに当たって、道民の皆様からのご質問を募集するとともに、確認会議後の説明会やメールなどを通じてご意見をいただいたところです。主なものとしたしましては、研究を推進すべきとのご意見もあった一方で、当初計画の研究期間20年程度を無視しており認めることはできない。再延長を認めると自動延長になる可能性があり、最終的には処分場になる可能性がある。終了期限が示されておらず、明らかにすべき。研究は順調としながらも突然の延長であり情報提供が不十分、信用できないなどのご意見があったところです。また道議会においても、道民の声をどのように受け止めたのか。当初計画通り20年で終了すべきではないか。道が研究期間を守らせる役割を果たせていないのではないかなどに関する議論がございました。道としては、この度、申し入れのあった研究計画(案)については、確認会議において、期間を20年程度とした当初計画の変更として三者協定第7条の対象となることは確認したものの、道民の皆様の間には、依然としてなし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声があるところであり、こうした声を十分踏まえていく必要があると考えたところです。次、(2)ですが、こういった道民の皆様の声への対応です。道では、確認会議ですとか、原子力機構理事長との面談を通じまして、原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや、研究終了後は埋め戻すことを、研究計画(案)に書き加え改めて提出してきたこと。これは資料4として皆様に配付しております。令和2年度以降の研究期間は9年間であること。原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるよう、しっかりと取り組むこと。原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画(案)に即して研究を進めること。原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること。原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを実施もしくは明確化いたしました。これにより、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えております。しかしながら地下施設が存続する間は、こうした不安や懸念を完全に解消することは困難であるため研究が「三者協定」に則り計画に即して進んでいるのか、適切に確認していくことが必要であります。次に幌延町の意向ですが、幌延町長は12月9日の幌延町議会定例会で研究計画(案)について、熟慮を重ねた結果、幌延町として、三者協定の遵守を前提に、受け入れることを表明しました。以上を踏まえて、道としての判断になります。これらのことを踏まえまして、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」は、三者協定に則っており、9年間の研究期間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、これを受け入れることとしました。合わせて、原子力機構に対し、研究の実施状況をはじめ、道民の不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開と発信を求めるとともに、毎年度「三者協定」に基づく「確認会議」を開催し、専門有識者を加えて、年度ごとの計画や実績はもとより、外部評価も含め研究が「三者協定」に則り計画に即して進められているのか確認し、その結果を公表していくことにより、不安や懸念をできる限り小さくしていけるよう取り組むことといたしました。以上がこの度の原子力機構からの協議の申し入れがありました「研究計画(案)」について、道として受け入れることとした考え方を説明させていただきました。

それでは、続きまして、(4)の質疑に入ります。これまでのご説明につきましてご質問、あるいはご意見等がございましたら挙手により発言をお願いします。なお、なるべく多くの方からご質問を受けたいと思いますので、まずはお一人様につき、1・2問程度に質問をまとめていただきご発言をお願いいたします。ご質問が皆様の間で一巡しましたら、再度、ご質問を受け付けることといたします。ご質問、ご意見は挙手により、私のほうで指名後、担当者がマイクをお渡しますので、必ずマイクをご使用のうえ、ご発言をお願いいたします。それでは、ご質問のある方、

挙手をお願いいたします。

(質問者)

今回、延長の関係の説明会ということでありまして、受け入れに至った経過ということで、三者協定の遵守とか確認されたというふうなことが言われていますが、遵守するのは当然のことですよね。期間延長するに当たっても何にしても。これを遵守されたからといって改めて確認できたみたいなことで、それは確認することは大前提でありますので、それは受け入れの理由にも、今回の受け入れた理由にもならないのかなと、まず一つ思っています。あと研究期間9年間というふうに明記なんかされていますけども、9年間の根拠ってどこからでてきているのですかね。これをきちんと示させて、9年間としたのかどうか、まず、その理由を聞きたいと思ひますし、9年間で限らず、これが1年でも2年でも3年でもという工程を示されれば、仮に延長を認めた時も、短期間で終わるのではないかなと思ひますが、その辺の考え方をお知らせいただきたいと思ひます。以上です。

(北海道 中島次長)

まず1点目の、三者協定の遵守ということが確認されて、それは延長の理由にはならないのではないかというのは、もちろんおっしゃるとおり、三者協定そのものは研究の大前提でございますので、それを遵守するからといって、研究延長が認められるということは決してないと思ひます。今回、確認会議の中で、今回の申し入れの内容については、精査いたしまして必要性ですとか、或いは妥当性ですとか、そういったところについて、有識者の方々のご助言も含めまして、まずは確認させていただいたと。その上で、研究期間は9年であること、或いは原子力機構としては今回の実施主体として責任を持って計画に取り組む。或いは、今後の工程表の整理していただくなどです。その確認会議での細かい確認プラス、最終的に、先ほど経過のところにもちよっとございましたけれども、知事と原子力機構の理事長が面談をさせていただきまして、その場でも、研究期間の内容ですとか、真摯に取り組むと、そういったところの確認をさせていただけたところを踏まえてですね、私どもとしてはその総合的に、この研究計画の延長について、受け入れという判断をしたということで、決して三者協定の遵守だけが受け入れを決めた理由ではないということでございます。もう一つは、池本の方から回答させていただきます。

(北海道 池本参事)

9年間の根拠ということでしたけれども、研究期間については確認会議の中で、令和2年度以降の研究は、第3期及び第4期中長期目標期間を通じて、技術基盤の完了が確認されるように進めるとされております。令和2年度以降の研究計画に記されている第3期及び第4期中期目標期間は、令和2年度から令和10年度までの9年間であるということを確認したところでございます。

(質問者)

計画ですから具体性がやっぱり乏しいんじゃないですかね。9年の根拠。だから、きっと道民の皆さんも20年はなし崩しになるんじゃないかなというような不安を持っていると思うんですよ。まずね。その点、やっぱりきちんと確認すべきだというふうに思ひますので。やっぱり原因の根拠は大事だと思ひます。道民の皆さんが不安を持っているということなので、しっかりと、やっぱりこういう研究してから9年っていうものを示してから、受け入れ表明すべきだというふうに思ひます。まずよろしくお願ひします。あと、今、不安払拭で説明会を開くのであれば、8月からもう何ヶ月なのか、6ヶ月、7ヶ月、半年以上経ってますんで、その間、札幌でやったのかもしれないけど、どうせ不安を払拭するんだったら、事前に意見を聞いてやるべきじゃないか

なというふうにまず思いますので、その辺の今回至った経過を踏まえて、受け入れが決まりましたよと決まってから説明したら何も意見を聞いていないとなっております。あともう一つ追加で近隣自治体で議会で、受け入れ撤回するぞと意見書出してますよね。そうした声にも耳を傾けていないということも事実的にありますよね。受け入れを表明したこと、その辺をこれからもし、これからいろいろ不安の声が全道で広まった場合、見直し撤回など、その辺の考えはないんですか。9年間途中で、その辺の考えを教えてください。

(北海道 中島次長)

まず1点目の今回の説明会に至る経過でございますけれども、まず、私どもとしては今回8月に延長の申し入れをいただいて、まずこの内容がどういったことなのかしっかりと精査しなきゃいけないということで、確認会議という有識者の方々も交えて、内容精査の場を設定させていただきました。その際に、私どもの方で疑問点等をぶつけるわけですが、加えて道民の皆様方に、今回の研究案に対するご質問ですとか、疑問点、そういったものをまず募集させていただきました。その上で確認会議をやりまして、それぞれについて内容を確認させていただいたところでございます。さらに、確認会議の結果を踏まえて確認会議の結果の説明会を札幌と幌延で、1回ずつやらささせていただきました。その上で、それに対するご意見というのもいただいた上で、先ほど来申し上げましたような例えば最終的に処分場になってしまうんじゃないかという懸念が強いところを踏まえまして、例えば、9年間ですとか、そういった最終的にそういうところにならないような担保を確認させていただいた上で、今回、道としては受け入れの判断をさせていただいたところでございます。そしてその結果について、今回ご説明させていただいているんですけども、前回の確認会議の時には一番皆様が集まりやすい札幌と、それから幌延町の2ヶ所で開催させていただきましたけれども、今回、道としての方針を広くご説明するという意味で、2ヶ所に加えまして、ここ函館と道東帯広、この2ヶ所で、併せて開催させていただいているところでございます。それからもう1点、反対決議をされた自治体に対するご説明なんですけれども、そういった自治体の議会でそういう議決があったということが非常に重要だと考えておりますので、道としましても、今回の我々の知る範囲で今四つの自治体で、議決がなされているというふうに承知しておりますので、そういったところに出向いて、今回の道の判断に至る経過について、しっかりと説明をさせていただきたいと考えております。

(質問者)

まずわかりました。私の方はですね。多分受け入れしない方が、延長しない方が良いという立場、思いから発言します。多分。かみ合うことはないんですよ。実際の話、もう受け入れしたってことでありますから。ですからきっと決議した後に説明するんじゃないかと、やっぱり、こういうふうな決める前に、丁寧に説明すべきだったのかなというふうに思ってますんで、非常にこの説明会を開いた時においてですね、対応がちょっと残念かなというふうに思っています。答弁いらないですけど、よろしくお願ひします。

(池本参事)

それでは次の方。

(質問者)

今前任者が質問した9年についてですね、全く回答になっていません。それからですね、道民からの意見を聞くっていう形で、資料3という形であります。大方、私も道民が言っている意見とほとんど同じなんですけど、この意見に対してですね、確認会議の中でですね。どのように生かされたのか。また道民の意見についてですねやっぱりこうじゃないよっていう、道としてので

すね、意見が全くないんですよ。そしてこの確認会議の際にですね、瑞浪がなぜ終了し、幌延がなぜ、残ったかっていうことを見ますとですね。地層処分の研究は継続してやるんだ。それに、とってつけたように関連の地層科学研究もやるんだという形に出てるわけですよ。この書き方でですね、終わりのない、先ほどの前の方が言ったように、何を目的としてやれば9年っていうことで、回答というか、解決までですね、するものがあるのか、全然見えないですし、最後の項目でいくと、いつまでもですね、延長されていく。機構の方が誠心誠意もって対応するでしょうみたいなことを言ったって、現実の話こうやって延長をするってことを道が認めたわけですよ。そうであれば、同じことが続く。それを打ち消すことは、単なる誠意があるかどうかなんてその人だっけいつまでいるかわかんないですからね。理事長だっけ変わるわけですから。だからそんなことで、そういう意向が見えるなんてことは我々の目から見てですね、もう茶番劇でしかない。もう最初から、こういう回答が決まってですね、そして説明会をあちこちでやって、それで道民に説明しましたという、単なるアリバイ工作ですかね。幌延なんかは、その場所っていうのは、日本海東縁変動帯に属してますから、地層的には本当に不安定な場所です。泥炭ですから、あそこは豊富温泉の様にですね、油成分が出てくるような、本当に不安定なところですよ。それと豊富断層っていうのもありますし、先ほど言いましたように日本海東縁変動帯っていうのは、サハリンの方からずっと続いてですね、新潟の方まで続きます。現実には、あちこちで地震がですね、この間起きています。そういう意味で、幌延で研究する必要性っていうのは全くない。向いていない。更に言うならば、日本の位置的なことを思うと、日本で地層処分をするということは、不適格な場所である。そういう意味でですね、この研究というのは、単なる研究者たち、または事業者、それから産業界、そのためのですね、延命のためにやっているようなもので、全く道民にとって、不必要な研究であると思っております。ですから原子力をまず止める、これ以上廃棄物を増やさないとということがまず先に決まってからでないとですね、だったら、だったら、再稼働だなんだとかですね、言いながらですね、やっていってるのが現状であって、全くこのような政策は無意味だと思います。以上です。

(北海道 中島次長)

まず今お話の中でちょっと9年の計画の中でどういったことしていくかというのは、後程ご説明しますが、先に、まず、意見に対してどういうふうに対応してきたかっていうところなんですけれども、ちょっと先ほどお配りした参考資料の後ろの方の56ページ以降が、道民の皆様方からいただきましたご意見、左側ご意見でして、それに対して道としての考え方っていうのが右側に整理させていただいたものなんですけれども、それぞれ参考にさせていただいた上で私どもとしても判断をさせていただきました。特に、皆さん方の意見の中で多かったのが、最終的に崩壊的に処分場になってしまうのではないかと、そういった懸念が非常に強いというところがありましたものから、そこを何とか担保するような形をとらなきゃいけないということで知事が原子力機構にお会いさせていただいて、研究期間は9年間で、その9年間で必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むと。そして研究について、その研究に対する評価についても、しっかりと我々に説明していただくところを確認させていただきまして、さらに私どもとしては研究延長になった後も、毎年この確認会議を開催させていただきまして、その中で、研究の進捗状況ですとか、9年間の期間に向けた、今どの辺にいるのだというのを確認させていただくということもやらせていただこうと思っておりますし、更に機構の方で9年間、具体的な工程表ですね、今年何をやって、9年間を終えるというところも今作ってもらうということで、要請をさせていただいて、そういったものを含めて、道として研究について、受け入れるという判断をさせていただいたところでございます。それから幌延の地層の問題と幌延は研究に向いてないのではないかとこのところでございます。この点につきましても、確認会議の場で議論させていただいてるんですけれども、幌延、実際マイナス350mの岩盤については、かなり固いというよう



な認識も示されておりまして、その研究そのものについては特段の支障もございませんし、最終処分場の話であればもちろんもっといろいろ研究しなきゃいけないんですけども、今回はあくまでも 350m の地下を使った放射性廃棄物を持ち込まない形でのいろんな研究させていただくことだということに伺っておりますので、そうした中では幌延で、その施設を使って研究することは、必要性なり妥当性はあるんじゃないかということで、確認会議の場でも確認させていただいたところでございます。

(北海道 池本参事)

9年間の研究が必要になったという根拠なんですけども、先ほどざっくりとした説明で申し訳ありませんでした。原子力機構では現在、三つの必須の課題に沿って研究を進めておりまして、これらについて一部遅れがあるですとか、そういったことがございまして、研究を延長したいと。そうであればどういった研究が不足してるのかということをごすね、確認会議の中で、確認いたしました。例えば人工バリアの性能確認試験というものについては、一部データの取得が足りなかった。これを継続してやっていくのに3年から5年程度が必要でございます。これはですね、各種の試験をデータをですね、総合して、統合的なものを作り上げるというためには、またこれも5年程度かかるということで、各種の研究を総合するとですね、9年間が必要であり、この期間で、研究を完成させたいという説明がございました。以上です。

(質問者)

今、人工バリアの話も出ましたけど、それだけでも、僅か3年、5年、9年の年月で安全性の確立ができるかなんて、できないと思いますよ。粘土質で多分バリアを作ろうって話だと思えますけど、埋めることはできるかもしれない。形をつくることができる。でも実際、地質の地殻変動とかですね、それから断層も含めてですね、起きた時にじゃあ、そこにクラックが入るかどうとかですね、そういうことなんかかっていうのは、そう簡単にはですね、大丈夫ですなんて安全性を宣言することなんかできません。ですから、そういう形で行くと、いつまでもこの研究は続く終わりのない研究ということで、そんな9年で終わるような代物ではと思います。以上です。

(北海道 中島次長)

9年で終わるようなものではないと、どんどん、どんどん続いていくというお話でございましたけれども、私どもとしては、今回9年間という期間を延長するというので、知事と機構の理事長の間でも確認させていただいておりますし、9年で必要な成果を得て研究を終了するというふうに受けとめております。そして、再びの延長ということでございますけれども、そういった私どもとしては再びの延長があるとは全く考えておりません。ただ、もし仮に、再び延長するというような協議があった場合については、現在、それについて認める考えは全くございません。

(質問者)

考えはないということで、いわゆる確約書じゃないですよね。それが今の話がそれ以上の延ばすつもりはないという考えではあるけど、確約書でもうそれ以上の延長はないということではないですよね。

(北海道 中島次長)

書類で確認したということでございますけれども、9年間で必要な成果を得て研究を終了するというので、知事と機構の理事長の間でお話させていただいておりますし、そして議事録も作成して公開させていただいておりますので、私どもとしては、そのように受け止めておりますし、更にそこからの延長については、現在、認めるつもりはございません。

(北海道 池本参事)

ありがとうございました。それでは次の方。質問される方はいらっしゃいますでしょうか。

(質問者)

今のお話を聞いてですね、思ったんですけども。道民の意見に対して回答はこれだけありますって、何か小さい字でいっぱい書いてますけど、それは意見をくれた人に全部返したのでしょうか。決める前に。そして、道としてはこういう意見ですけど、改めてどうですかということをしましたか。ただ、ずらずら、ずらずら、1行の質問に10行も20行も書いているような、それで終わりですか。そして、これはどのように、知事の判断に反映されたのか教えてください。新聞だと、かなりの数が反対だというふうにでています。それなのに、その意見を無視するような形で決めたわけですから、どうゆう判断基準で、やったのか知りたいと思います。それから、今この機構と約束したと言ってますけれども、前の三者協定の時に延びると思ってましたか。その時点で延びると思ってたのなら、今回、延ばすのだなというふうになるかもしれないけど、今、中島さんが言ったのが、人も変わるし、また9年たってどうなるかわかんないことですよ。なんの保障もない、道民にとっては。そして、確認会議で、研究内容とか確かめるとかっていうけれども、中島さんたちは今の前の人の質問というか、意見というか聞いて意味わかりましたか。私もあんまり勉強できないから、よくわかんないんだけど、今の意味がわかったのなら、説明してください。私たちに。そうでなければ、機構の方がいくら現状こうやって研究してます、ここが足りませんよと言ったときに、理解できないんじゃないですか。そしてもう一つ、今機構ありますけれども、これからやっていく中で、機構が持ち込まないと言ってるけれども、機構自体がどうなるかわかんない。国がどっかとくっつけたり、ばらしたり、新しいものを作って持ち込んだ。機構に、持ち込まない国が持ち込むといっても、断るという権限があるのですか、教えてください。

(北海道 中島次長)

まず、道民の皆様方からの意見を知事の判断にどのように反映させたのかというところがございますけれども、今回の研究の延長について、反対意見というのは多くございましたけれども、その反対のご意見の中のほとんどが最終的に処分場にし崩し的になってしまうのではないかと懸念ですとか、ご不安ですとか、そこの部分が非常に多いのかなというふうに私どもとしては受けとめまして、そこにつきまして、今回、知事と機構の理事長との会談の中で、最終処分場にしないことを改めて計画の中に書き足したことですとか、或いは研究期間が9年で、研究が終了すれば、埋め戻すこと、その期間を通じてしっかり取り組むと、こういったところを確認させていただいた中で、皆様方がお持ちの懸念や不安の一番大きなところ、最終処分場になってしまうのではないかと、そういった不安や懸念が現実のものになるということは、防げるのではないかと考えた上で、判断させていただいたと、そういう形で、皆様方のご意見も踏まえた知事の判断をさせていただいたというふうに考えております。それから延びると最初から思っていたのかというところですが、これにつきましては当初の計画におきまして、20年程度ということでスタートしたこの計画、その20年程度についても、今回、やっぱり最初の時点から最終処分場になるのではないかと不安があった中で三者協定を担保措置として始まった20年程度の研究、この研究につきましては、原子力機構としては当然、研究20年程度とした当初計画に沿って研究を進める必要、責任があるのだと私どもとしても考えてございます。そして、毎年毎年、研究成果の説明ですとか、そういったものを伺っている中で、順調に進んでいるというような説明があった中で、昨年8月に、突然に延長申し出があったというのが、実際にございまして、この申し入れ自体は、協定に基づく事前協議の対象に当たるものではありませんけれども、道民の皆さんの信頼を損ないかねない申し入れであったというふうに私どもとしても考えてございまして、そ

ういった点につきまして、機構の理事長にお会いした時に知事の方から、こういうふうに20年程度としていた期間について、延長を申し入れたことに対する道民の皆様方の不安ですとか懸念といったところを強く指摘してお伝えしたところをごさいます。今後、地域からの信頼を大事にして、積極的な情報公開、発信を求めたところをごさいます。それから、先ほど一つ前の質問者の方のお話について地質学的なご説明で、正直、私も不勉強でございまして、私の方からも理解してご説明するというのは若干難しいかなと思いますけれども、今回のこの研究の延長に関するその検討につきましては、先ほど来、ご説明さしていただいております確認会議という場でそれぞれの分野の専門家の方々にも入っていただいた上で、その延長の必要性とか妥当性、或いはその三者協定との整合性、そういった部分を確認した上で必要性があり妥当なものであり、三者協定に反しているものはないといったところを確認させていただいたところをごさいます。それから持ち込まない持ち込まないと言っている機構がどうなるかわからないと、そういった中で担保できるのかということをごさいますけれども、ここにつきましては、もちろん三者協定がございまして、仮に機構がどこかの団体と統合したりしても、それは三者協定の主体としては、どこかが残るわけで、そこは三者協定が担保になると考えておりますし、さらに言えば、それに加えて、道としては、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」がございまして、特定放射性廃棄物の持ち込みについては、慎重に対処すべきであり、受け入れ難たいということを宣言してございまして、私も、この条例が遵守されるべきだというふうに考えております。以上です。

(質問者)

なんか、ちゃんとした答えをもらったような気がしないのですが。ちゃんと答えたと思いませんか。聞かれたことに。

(北海道 中島次長)

はい。お答えしたつもりでございまして。

(質問者)

それでは、100%は分からないと言ったけれども、前の方が述べたことについての説明をしてください。

(北海道 中島次長)

ちょっと細かいところまでは、あれですけども、まずは幌延の地質が放射性廃棄物を埋めるなり、処分するには適当な地質でないというご説明だったかと思うのですが。

(質問者)

だから、それを聞いてどう思うのですか。ただ今のは、前の方が言ったことを述べただけでしょう。それをわかるように説明していただきたいって言ったんですよ。

(北海道 池本参事)

幌延の地質だとか、地域性、地震ですとかそういったお話だったかと思えます。そういったところで、地層処分の研究をする意味があるのかというような質問だったかと思うのですが、そのことについてはですね。先ほどの確認会議なんですけども、地層処分技術の信頼性を高めていくためには、地下研究施設を使って、研究開発を行うことが重要ですよというふうに認識されていることです。幌延の研究については、そういうことです。地下施設を使って、研究開発を行うということはですね、重要であるというふうな認識があるということ、確認会議の中で確認しました。

(質問者)

はい。だからその中身を知りたいんですよ。質問された方の言ったことを、分かっているんなら教えてくださいって言ったんですよ。分からないんですよ。要するに。

(北海道 池本参事)

研究の中身のことでですか。

(質問者)

今ね、前の方が質問したでしょう。そして、活断層みたいな話だとか、列島がなんとかって言ったから、それに対してそちらは答えたわけじゃないですか。でも俺も聞いてわかんなかったから、それが分かかって、こういうことなんですってね、回答したんだったらそれを説明してください。聞いている私たちに、て言ったんですよ。分かりますか。

(北海道 中島次長)

先ほどの質問の方は、地層的に適していないと、そういったご懸念をお持ちということで、ご質問をされたのですけれども、私ども確認会議の場において確認した内容としましては、先ほど若干だぶるのですけれども、地層処分の対象としているところにつきましては、幌延の地下350mの岩盤で、その軟岩の中でもかなり固い方に分類されるところで、トンネルの掘削などに大きな支障はないというふうに確認会議の場で専門家の方々に確認していただいたところです。それから処分事業の中で、調査が行われるような広さの範囲について言うとは、サロベツ断層帯のような大きな規模の断層が含まれているということが想定されていて、こうした領域の地下水の動きに影響を与える可能性があるので、まさに幌延においてそういう調査をする必要があるということが確認会議の場で確認されております。

(質問者)

今の質問のお答えはともかくとしてね。確認会議で、専門家の方がこう言ったから、それはもう文章に残っているわけですよ。それをあなたたちは読むわけだ。でも、ただ読んで確認会議がこう言っているから、延ばしましょうだとか安全だとかいうんじゃないんですよ。あなたたちは道民の立場に立って、それが正しいのかどうか確認会議がこう言っているからはいそうですかではなくて、それが本当であるかどうかだろうかとということを自分たちで考えなきゃいけないんじゃないんですか。そして自分たちで考えたら、確認会議でこういったんですよ。それを私が思うにはこうですよ。そういうふうに説明できなければ、道民が納得するわけじゃないんですか。今のように、ただ、関係する部分だけ読んで、その中身じゃなくてこう決めましたということを行っているだけでは何の回答にもならないです。そのことを理解してください。

(北海道 中島次長)

おっしゃる通り私どもも、こういったそれぞれの分野の専門家じゃ決してございませんので、不勉強のところもある中で、そういった難しい、分かりにくいところを分かりやすく、機構が今回やろうとしている研究計画案が妥当であるかどうか、そういったところについてご意見をいただくために専門家の方に、確認会議に参加していただいて、そこについての検証していただいたというのが経過でございます。

(質問者)

全然、納得できていないですから。そのことはわかるでしょう。答えていても。とりあえず、1人だけでしゃべっているわけにもいかないから。これで納得はしていないですよ。

(北海道 池本参事)

ありがとうございます。それでは次の方。ご質問のある方、いらっしゃいますか。

(質問者)

このいただいた厚い資料の中に、あっちこっちで札幌でとか、それから幌延でとか、道民からの意見等っていうのが書かれて、それに対する道の回答というのが書かれているのを見てますと、本当に道民からの意見ということに、真摯に回答してないというふうに読んでしまいました。何が問題かっていうと、多くの方はやっぱり、このまま、ずるずるとなし崩し的にされるという不安を訴えています。その不安の中で、これから更に、9年間も、待たなければならないのですかということが書かれていまして、そして、道の方は9年で終わるというふうに確認したからというふうにおっしゃっていますけれども、そのずれということ。一番大事なものは、今年で19年になりますけれども、福島のある事故が起こって、そのあとで核のゴミというのは、どこも手を上げないような状態、ゴミ処分場っていうのはみんな危険なものだということがわかった。20年前の状況と今は違うんですよ。そのとき、20年前には、まだ核のゴミに対して、期待して、この研究で何とかなるものかというふうに思ったところあったかもしれませんが、今はやっぱり人の力で、核のゴミをしっかりと管理できるというふうに幾ら研究しても研究してもこれでいいということはないのではないかと、そういう恐れを大変現実的に、自分の感覚として持ってしまう時代だと思います。地震から伴って、全電源喪失によるあの事故というのは、本当に起こしてはならない事故だ。あれは原発だけの問題じゃなくて、核廃棄物というのが、熱を持っていて、常に冷やさなければならぬものだ。その中でも、高レベルといわれるものは、フィンランドのオンカロではありませんけど、10万年も管理しなければいけないというふうに言われ、そんなところは日本のこの地層の中ではどこにもないというふうに言われて、そのことがわかってきている時代に9年間で本当に解決がつくような研究なのですかっていうことは私たち信じていませんよ。そのことが道民からの意見というところで、いっぱい書かれています。それに対する有識者の方々の答えというのは、私は原発の再稼働にも、それから今、大間で進められようとしている原子力発電所に対しても、今から原子力発電の時代ではないと、廃棄物を出す、これ以上増やすような時代ではなくなったということを申し上げていますがけれども、後々の世代に全部ついまわしにするようなことはできない。つまり、道は岐阜県と違って、足下を見られて、まだ、地域の活性化みたいなおとこでごまかされるのかという、そういうふうになめられているんじゃないですか、言葉は悪いですがけれども、そういうふうに言われても仕方がないような、20年間ですよ。20年間経って、8月からの、まだ研究が足りないって言われて延ばすかもしれないというようなところで協議して、1年足らずのところまで答えを出して、あと9年はというようなことをしていたのでは、9年経ったら、また延ばすと言われるに決まっていると本当に心配しています。それで、泊原発ができるときに、あの時の知事が泊原発を認めても、北海道に核のゴミ捨て場はつくらせませんよとはっきり言ったことが、三者協議という形で、このように引き継がれていると思いますけれども、それがやっぱり生きていないと思います。だから三者協議といいながらも、協議になってないんじゃないですか。私たちは、原発に関して大学の先生が、これが有識者といえるのであろうかと、有識者に対する言葉に対する尊敬というものががらがらと崩れたのを覚えています。だから、北海道の本当に皆さん責任ある立場で、これからの北海道をしょっていく人達、若い人達に対して、核のゴミを持ち込まれるかもしれないっていうようなことは、毅然としてやっぱり拒否すべきだと、ここの道民からの意見等というところに、やっぱり核のゴミは持ち込まないでくださいといっぱい書かれていることに対して、道の回答は、同じように、そういうことをないようにします。ということしか言えていない。そう読みました。だから私が今回出席したのも、やっぱり北海道はもう大事な食糧基地ですから、それが放射能で汚されるようなことはあってはならないし、やっぱり、第一にこの土地を、自然を大事にしていかな

いと、人類は生き延びていけないということを感じていますし、今、目先の、アメリカからの輸入物が安いからといってどんどん輸入しているような国になっては、日本人の命が保っていかないとすごく不安を感じているところですから、その中の一つとして、幌延の問題はとても大きなことだと思いますから、これは言わなければならないと思って出席しましたが、ですから道の方々には、知事さんを初めとして、道民の命を預かる先頭に立つものとして、やっぱり、NUMOも入ってきているとかっていうことがありますし、処分場としての検査ではないはずなのです。20年間でやるべきことは、処分なんかあそこではできないって結論が先にあるべきなのに、先に処分場があるような、そういう研究はしてもらいたくないです。だから、地域活性化とかってというような言葉に惑わされて、福島がああなったことを私たちは忘れないし、北海道をそうさせてはならないという思いをちゃんと汲んでいただきたい。質問とか意見になってしまったと思いますけど。きちんと道民の命を保って頑張りたいと思います。

(北海道 中島次長)

幌延につきましては、最終処分場になるんじゃないかっていう、ご懸念、ご不安がある中で、そもそも20年前スタートしているところでございます。その中で三者協定っていうものを作りましたが、放射性廃棄物は持ち込まないですとか最終処分場にしないという協定に則って研究を進めているところでございます。これまでももちろんございませんし、今後ともそういうことが無いということは確認しております。そんな中で今回の9年間の延長ということで、まだ必要な研究でやらなきゃいけないものがあるということで協議があった中で確認会議という場で、専門の方々のご助言をいただきながら、その研究を延長する必要性や妥当性があるというところは確認ができたところでございます。ただ、今おっしゃられたような、また9年延びたらさらに延びるのではないかと、最終的には処分場になってしまうんじゃないかと。そういう懸念はまだ確かにその研究施設がある以上、そういった懸念なりご不安があるのは事実でございますので、そういった懸念を少しでも小さくするという意味で先ほど申し上げましたようにそのまま9年間で研究は終了して、その研究が終了した後は埋め戻すということについても確認させていただいております。そういった形の中で、最終処分場にはしないというところを、皆様方のお話しに最終処分場になるんじゃないかという懸念が現実のものになることが、防ぐことができる中で、必要な研究があるということで今回、9年に限って研究の延長を受け入れようということ考えているところでございます。

(北海道 池本参事)

たくさんのご意見はいただきましたので、我々もきちんと受け止めさせていただきたいと思えます。

それでは次に質問される方、いらっしゃいますか。どうぞ。

(質問者)

まず1点なんですけども、当初この9年間延ばしたいっていうお話いただいたときに道として姿勢ってというのはどうだったんですか。当初反対だったんですか。ちょっとそこを教えてください。

(北海道 中島次長)

今回の延長の申し入れでございますけれども、当初20年程度ということで、始まった研究でございます。これについては、原子力機構として計画に沿って研究を進める必要があると認識した上で、私も毎年、研究の成果の報告を受けていたところですね、昨年8月に突然に、期間を延長したいという申し入れがあったところでございます。それを受けてそもそも必要性が本当

にあるのかとか、そういったものを確認するために確認会議を開いて、内容を精査させていただいたというところがございます。

(質問者)

反対かどうかを聞きたかったのですけども。

(北海道 中島次長)

賛成反対というところよりも、20年程度という計画を進めてきて今19年目ですか、そういった中で、あと1年程度なのかなと思っていたところに、突然に、9年延長というところがあったということ、反対賛成というよりは、まずは驚いたというところだと思うのですけれども。そうした中で本当に9年の延長が必要なのか、そういったものをまず反対賛成を論ずる以前に、その確認、精査というか、本当に必要なのかどうかというところを確認しなきゃいけないということで、精査を始めたということでございます。

(質問者)

僕が聞きたかったのは、こういう昨年、9年延ばしてっていう話があったときに、結局、道として機構に言いくるめられたのではないかと思っているのですよ。結局、北海道は負けちゃったと。それでは、9年後、もし延ばしたいとなった場合に、北海道として勝てるのっていうのが気になってるんですよね。ちょっとそこをお願いします。

(北海道 中島次長)

先ほど申し上げたとおりなのですけど、やっぱりその20年程度というあと数年で終了するというふうに我々としては考えていたところに、突然延長というところが来たものですから、その時点で賛成反対というのを判断する材料自体も持ち合わせていないものですから、本当に必要なのか、延長した中で行う研究が妥当なのかと、そういったところを確認させていただいたところでございます。9年後につきまして、また延長と言われたら勝てないのではないかとこのところでございますけども、これも先ほど来申し上げてございますけれども知事と理事長の会談の中で、9年間で必要な成果を上げて研究を終了する方向で取り組んでいただいた上で、研究が終了したら埋め戻すというお話をいただいている中で、それが我々としても、また今回、突然に20年の終わりぐらいに突然申し入れられて驚いたということがございましたので、この先についてはそういうことがないように、先ほど池本から説明させていただきましたけれども、確認会議を毎年開催して、9年間の進捗状況を毎年毎年確認させていただいて、今回のように突然申し入れがあるようなことがないように、9年間で研究が終了するように、我々としてもしっかり注視していきたいと思っております。

(質問者)

分かりました。9年後、期待しています。

(北海道 池本参事)

ありがとうございます。それでは次に質問される方、いらっしゃいますか。どうぞ。

(質問者)

例えばですけれども、研究が遅れていると言われた段階で、道は、どういう状態でこの研究が遅れているから、これを了解するという判断基準を持ったのかどうか。先ほどの説明だと、ちょっとわかりませんという話の中で判断されたように思うものですから、何を言われて、道として

判断したのかをお聞かせいただきたいのと、逆に9年に拘る理由が何なのか、彼らの研究の進み具合が早ければ、それはそれで終わっていいということでしょうし、火事になったり、我々の知らされてないことがいっぱいあったりしているように我々は思っているものですから、どうも信用できないので、逆に道としてはどういふところまで、その研究の成果というか、進捗状況を把握するような体制を取った上で、これを了解したのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。もう一つ研究が早く終われば、当然止めてもらわなければいけないですし、埋め戻しは早くしていただければ、我々の不安というの、なくなるということですのでお願いします。

(北海道 中島次長)

まず研究についてですけれども、機構側からは、第3期中長期目標及び第4期中長期目標の期間をもって研究を進め、延長したいということで、その期間が9年だということで我々としては理解しております、ですから今おっしゃられたように、仮に早くその成果が出れば、終わるということもあるのかなと思っております。少なくとも、9年であることを確認しましたので、それより長くなるようなことはないと思っておりますし、仮に長くかかるからもう1回延長させてくれと言われた時には、現時点ではそこについては認める考えはないということでございます。

(質問者)

機構の言うことでいえば、自分たちが、成果を上げるのに努力をしてきたのかというのは、道には伝わっていないように僕は思えるのです。我々だってそこはわからないですよ。どういうところまで彼らは研究をして、この地層だったら大丈夫だということをはねる研究成果を求めているはずですが、我々の世界で言えばそんなことはありえないよね、今思っているわけですよ。だけどそれをやるというのだから、どこまでの研究成果があったらできるのですかと言ったら、我々だって答えがないだろうと思う。彼らは研究すると言っているのだから。9年間という期間が先にありきで、なんか社会情勢が変わるまで北海道民の気持ちが変わるまでずっと待っていて、いつかはそのまま通らないかなというふうに見えるものだから、なし崩しの判断は嫌いですよと、ましてや道の方が、そういうことの、我々は道民の見方だと思って、皆さん方を見ているわけですが、それが一方的にとか、突然言われるという意味であれば、例えば、どんどん成果がどこまであってあなた方がやっていることはどこまでなのか、道は確認会議でも言っていると思うのですが、少し目標って必ず研究ですからあるはずですので、そこまでどういうふう近づいて、今何が駄目なのだと、相手の土台にのりすぎるかもしれないですけど、少しそこら辺が毅然としたものとして見えないものだから、最初から9年間ありきで、ただただ受けているだけに見られているのではないかな、先ほどもありましたけれど、道はなめられているのではないかと、最初に約束した持ち込まないということだけが守られていけばそれでいいのだということは誰も思っていないわけで、頭から反対だということ湯気出して言ってくれても、一瞬は良かったのではないかなと思うものですから。余計なことですが、申し上げておきたいと思えます。

(北海道 池本参事)

ありがとうございました。それでは次に質問される方、いらっしゃいますか。

(質問者)

これから言うことは、私の想像ですが、原子力機構はお金をもらうために、9年間というのを、自分たちがお金を回してもらうために、9年間という安全な期間を自分たちに都合の良い期間を設けてやったのではないかと。これは、私の想像ですが、政府がやられている、こ



ういう法人というのですか、役人が天下りしたりしてお金をもらって、維持しているわけですよ。そのためには、こういう、幌延の研究を、たいした成果なんて期待できないと思うのですが、これは、何百年、何千年か、大きな災害が起きて初めて実証できるものなので、そういう検証というものは、まず、絵に描いた餅しかないのではないかと私は思っていますけど。そういう期間を、持っていたがために、あなたたちを利用しているのはいか。北海道は利用されているのではないかと私は思います。

(北海道 中島次長)

今の話について言うと、私どもとしては、そこの部分については何とも申し上げられませんが、今回の申し入れにつきましては、専門家を交えて確認会議の場で、研究の延長の必要性ですとか、研究の内容の妥当性について確認をされた上で、さらにはその地元の幌延町も受け入れるといった中で、私どもとしても、最終処分場になるという懸念を少しでも現実のものにならないような担保措置を取った上で、受け入れを表明させていただいたところでございます。

(北海道 池本参事)

よろしいでしょうか。それでは次に質問される方、いらっしゃいますか。

いかがでしょうか。質問をされる方はいらっしゃらないでしょうか。それでは質疑を終了させていただきます。

以上をもちまして、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れに係る道の対応に関する説明会を終了いたします。本日はお忙しい中、説明会にご参加いただき誠にありがとうございました。コートですとか、携帯電話など、忘れ物ございませんようにお気をつけてお帰りください。本日はどうもありがとうございました。